

精神発達調査について  
(実施要領第20項第3号)

○ 目的

小児期にジフェニルアルシン酸にばく露したと認められ、精神遅滞が継続している者について、より綿密な病態やその経過の把握等を行う。

○ 対象

小児期にジフェニルアルシン酸にばく露し、精神遅滞がみられたものであって、検討会の意見を聴いて調査の必要があると認められる者

○ 実施主体

茨城県

○ 調査内容（現行）

・ 精神発達調査票

月1回、家族が記入し提出

・ 精神発達状態報告票

年1回、医師が記入し提出